

議案第52号

平成29年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積(累計)	10,707ヘクタール
(2) 水洗化助成戸数	118戸
(3) 主要な建設改良事業	
下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業	18,071,971千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		44,311,538千円
第1項	営業収益		35,486,082千円
第2項	営業外収益		8,824,446千円
第3項	特別利益		1,010千円

		支	出
第1款	下水道事業費用		42,189,154千円
第1項	営業費用		35,360,180千円
第2項	営業外費用		6,267,013千円
第3項	特別損失		541,961千円
第4項	予備費		20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 17,465,037 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 888,364 千円、減債積立金 1,807,853 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 14,768,820 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	下水道事業資本的収入	58,301,575 千円
第1項	企業債	40,372,000 千円
第2項	一般会計出資金	5,282,653 千円
第3項	国庫補助金	5,004,725 千円
第4項	負担金	20 千円
第5項	寄附金	10 千円
第6項	水洗便所等貸付事業収入	30 千円
第7項	基金繰入金	7,642,107 千円
第8項	固定資産売却代金	10 千円
第9項	投資収入	10 千円
第10項	その他資本的収入	10 千円

支 出

第1款	下水道事業資本的支出	75,766,612 千円
第1項	建設改良費	18,071,971 千円
第2項	企業債償還金	55,142,228 千円
第3項	水洗便所等貸付事業費	30 千円
第4項	投資	2,542,383 千円
第5項	予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成29年度 公共下水道建設事業費	平成30年度から 平成32年度まで	9,253,317千円
平成29年度 土地借上料	平成30年度から 平成31年度まで	32,342千円
「水洗便所等貸付事業資金融資」 に伴う金融機関に対する損失補償	平成29年度から 債務消滅時まで	1,145千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道 整備事業	千円 12,540,000	政府資金、銀行その他 から普通貸借または 証券発行(他の地方公 共団体との共同発行 を含む。)による。起 債の時期は当該年度 とする。ただし、事業 進ちよくまたは財政 その他の都合により、 全部または一部を翌 年度へ繰越して起債 することができる。	年5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。	借入れの日から 40か年以内(据 置期間を含む。)に 償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で借換えするこ とができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2 借換債	千円 23,532,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	同上	借入れの日から25か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
3 資本費平準化債	4,300,000	同上	同上	借入れの日から20か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費

4,307,418千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,845,716千円である。

平成29年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦